

『新型コロナ感染症対策の資金繰り支援を解説—財務省』

財務省は「ファイナンス」2020年8月号で「新型コロナ感染症対策に掛かる資金繰り支援について」(全総括審議官・神田真人)を国民への説明責任の観点から23頁に亘って特集している。

企業支援の考え方として○感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることが必要○感染症拡大を防ぐため、一旦経済活動を抑制するとともに、迅速に、かつ、質量ともに前例に捉われない形で、企業の資金繰り(流動性)を支援することが重要○経済成長に必要な生産性向上のために、モラルハザードはできるだけ防止する必要あり○いわゆる「ニューノーマル」へと移行に向けデジタル革命を含め、新たなビジネス空間に挑戦する企業を支援すべく、構造改革や前向き投資を後押しするようなリスクキャピタルを供給していかねばいけない。それらの方針を具現化する以下のような政策を具体的に説明している。□日本公庫および民間金融機関等による中小企業向け実質無利子・無担保融資□政投銀等による中堅・大企業向け危機対応融資□日本公庫等による中小企業向け資本性劣後ローン□政投銀等による中堅・大企業向け資本性劣後ローン□政投銀によるリバイバル成長基盤強化ファンド□金融機能の強化□ファンド等を通じた支援、他



『隠ぺいとまではいえず—不服審 相続税で原処分庁の主張却下』

審査請求人の母が、原処分庁の調査結果に基づき請求人の亡兄の相続に係る相続税について修正申告をしたところ、原処分庁が、申告漏れ相続財産のうち母が関与税理士に伝えなかった預金を母が隠ぺいし、相続財産として申告しなかったとして重加算税の賦課決定処分を行った。母は隠ぺいを否定して、母の死亡に伴い納税義務を承継した請求人が原処分の一部の取り消しを求めた事案で国税不服審判所は、審査請求には理由があるとして原処分の一部を取り消した。元年11月19日付判決。原処分庁は、亡母(相続人)が当初申告で計上しなかった相続財産の一部である被相続人名義の預金について、国税通則法第68条《重加算税》第1項に規定する隠ぺい又は仮装の行為に当たる旨主張。審判所は▽相続人が相続財産であることを認識した上であえて関与税理士に伝えなかったとまでは認められない▽相続人は預金を、原処分庁が容易に把握し得ないような他の金融機関や相続人名義以外の口座などに入金したのではなく、預金の口座と同じ金融機関の相続人名義の口座に入金し、調査日現在も当該口座を解約していなかった。原処分庁をして発見を困難ならしめるような意図や行動によって、故意に当初申告の対象から除外したとまでは認め難いとした。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com